分類コード
 X - 1 - 1 - 1 - 02

 保存期間
 10年(令和12年12月31日まで)

秋 本 運 第 5 7 6 号 令 和 2 年 6 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

秋田県警察本部長

停止処分者講習実施要領の一部改正について(例規)

停止処分者講習については、「停止処分者講習実施要領の一部改正について(例規)」(平成29年2月22日付け秋本運第253号。以下「旧例規」という。)に基づき実施してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)により、妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則が創設されたことから、所要の整備を行い、本年6月30日から、別添「停止処分者講習実施要領」のとおり実施することとしたので、事務に誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、本例規の施行をもって廃止する。

停止処分者講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2 第1項第3号に規定する停止処分者講習(以下「講習」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的留意事項

- 1 講習指導員
- (1) 講習指導員の要件

講習における指導(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)第38条第3項第4号及び第38条の3)に従事する講習指導員の要件は次に掲げるところによるものとする。

- ア 25歳以上の者であること(運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家 公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第7条第2項第1号)。
- イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許(仮免許を除く。)を現に受けている者であること(講習規則第7条第2項第2号)。
- ウ次のいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 法第108条の4第1項第1号の運転適性指導(以下「運転適性指導」という。) について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高 齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算 して2年を経過していない者
- (イ) 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を 終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過し ていない者
- (ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86条)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(上記(イ)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- エ 次のいずれにも該当する者であること。
 - (ア) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - a 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務 に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者(講習規則第7号第2項第 3号)
 - b 秋田県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が運転適性指導に関する業務に関し、上記 a に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
 - (イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

- a 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二 輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及 び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- b 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動 二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及 び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、a 又は b に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (ウ) 次のいずれかに該当する者であること。(講習規則第7条第2項第4号)
 - a 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に 合格した者
 - b 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転 適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修)を終了した者

(2) 要件の確認

交通部運転免許センター長(以下「免許センター長」という。)は、公安委員会が講習を委託したときは、講習受託機関(以下「受託者」という。)から講習指導員選任届(別記様式第1号)を提出させ、講習指導員になろうとする者の要件を確認するものとする。

なお、講習指導員が交通法令の規定に違反して処分を受け、又は講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたことによりこれを解任したときは受託者から公安委員会に対し、講習指導員解任届(別記様式第2号)ら提出させるものとする。

2 講習施設

免許センター長は、受講者を十分に収容でき、かつ、必要な教材を整えた教室等を 整備するなど、講習の実施に必要な施設を確保するものとする。

3 講習用教材

府令第38条第3項第3号に定める教材について、次のように整備するものとする。

(1) 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、講習にふさわしい教本、秋田県の交通実態に関する内容の資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を必要数整備するものとする。また、筆記による検査のために所要の運転適性検査用紙を必要数整備するものとする。

(2) 自動車等

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、コースにおける自動車等の 運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導(以下「実車による指導」 という。)が各区分の講習において実施できるよう、所要の自動車及び原動機付自 転車を必要数整備するものとする。

なお、大型自動車、中型自動車及び準中型自動車にあっては、補助ブレーキ等の 装置を装備したもの、普通自動車にあっては、マニュアル式及びオートマチック式 のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。

また、大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車にあっては、原則としてスクータータイプのものとする。

(3) 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、型式認定を受けたものなど適正なものを整備し、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作により行う検査に基づく指導(以下「運転シミュレーター操作による指導」という。)が各区分の講習において実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備するものとする。

なお、降雪などの悪天候により、実車による指導が困難な場合においては、代替 の措置がとれるようその整備に努めるものとする。

(4) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で、運転適性検査器材を用いた 検査に基づく指導(以下「器材使用による指導」という。)が実施できるよう、動 体視力検査器、夜間視力検査器及び運転において必要な視覚を通じた刺激に対する 反応の速度及び正確性を検査する器材を備え付けるものとする。

4 講習の委託

免許センター長は、公安委員会が講習を委託する場合は、府令第38条の3に定める 基準に適合する者が選定されるよう確認するものとする。

なお、適正な委託契約により講習を委託し、十分な講習水準が維持され、講習が適 正に行われるよう常時指導に当たるものとする。

第3 講習実施上の留意事項

1 講習の実施区分

講習は、免許の保留等の期間(以下「処分期間」という。)が40日未満の者に係る講習(以下「短期講習」という。)、処分期間が40日以上90日未満の者に係る講習(以下「中期講習」という。)及び処分期間が90日以上の者に係る講習(以下「長期講習」という。)に区分し、原則としてそれぞれの区分別に行うものとする。

2 講習時間及び実施期間並びに講習場所

(1) 講習時間及び実施期間

講習時間及び実施期間は、次表に掲げるとおりとする。ただし、特に追加講習の必要がある者については、1時間程度追加講習を行うことができることとするが、その時間分の手数料は徴収しないものとする。

実施区分	講習時間	実施期間
短期講習	6 時間	1日間
中期講習	10時間	2 日間
長期講習	12時間	2日間

(2) 講習場所

講習場所は、秋田県警察運転免許センター(以下「免許センター」という。)に おいて行うものとする。

3 学級編成

(1) 学級編成の基本

実施区分にかかわらず、1学級の編成は、原則として9人編成とし、運転適性指導については、1グループ3人以内で行うものとする。

(2) 講習指導員の配置

1学級につき講習指導員1人を配置するものとする。また、運転適性指導は、1 グループにつき講習指導員1人を配置するものとする。

なお、講習指導員が2人以上となる場合は、中心となる講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うものとする。

(3) 学級編成の細分化

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として二輪学級及び飲酒学級を設けるとともに、必要に応じ、速度学級その他の特別学級を設け、それぞれの学級に適した内容の講習を実施するものとする。

なお、特別学級の対象者は、原則として次の基準により区分するものとする。

ア 二輪学級

主として自動二輪車及び原動機付自転車(以下「二輪車」という。)を運転している受講者及び主として四輪車を運転しているが、当該処分の事由に照らして 二輪車の運転について指導する必要があると認められる受講者

イ 飲酒学級

当該処分の事由に照らして飲酒運転の危険性について指導する必要があると認められる受講者

ウ 凍度学級

当該処分の事由に照らして速度の危険性について指導する必要があると認められる受講者

エ その他の特別学級

当該特別学級設置の趣旨に該当する受講者

4 運転適性指導

自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づくものとする。

(1) 筆記による検査に基づく指導

講習の実施区分における筆記による検査の種別は、次表のとおりとし、受講者全員について実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

実施区分	筆記による検査の種類
短期講習	「科警研編運転適性検査82-3」又はこれと同等以上のもの
中期講習	「科警研編運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のもの
長期講習	「科警研編運転適性検査73-2」又はこれと同等以上のもの

(2) 器材使用による指導

器材使用による指導は、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習

では受講者全員に対してそれぞれ実施し、診断票により検査の結果に基づいて安全運転の心構えを指導するものとする。

- (3) 実車による指導及び運転シミュレーター操作による指導
 - ア 実車による指導場所等の設定

実車による指導は、免許センター運転免許試験コースで実施するものとする。 (府令第38条第3項第4号)

この場合における実車指導場所(以下「講習路」という。)の設定については、四輪車により指導する場合は別表1「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」、二輪車により指導する場合は別表2「二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」によるものとする。

イ 使用車両

受講者が保有する免許の種類に対応する自動車又は原動機付自転車を使用する こと。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を講ずることができる ものとする。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させるものとする。

- (ア) 大型免許を保有する者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (4) 中型免許を保有する者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。
- (ウ) 準中型免許を保有する者は、普通自動車を使用すること。
- (エ) 大型自動二輪免許を保有する者は、普通自動二輪車を使用すること。
- ウ 運転行動の診断と指導

実車による指導においては、検査結果に基づき運転技能診断票(別記様式第3号)を作成し、これにより指導を行うものとする。

- エ 運転シミュレーター操作による指導
 - (ア) 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、 その他危険場面等について、運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、 受講者の運転行動の危険性を診断して指導を行うものとする。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、短期講習では必要と認める者 に、中期講習及び長期講習では受講者全員に対してそれぞれ行うものとする。

(イ) 使用する運転シミュレーターは、保有する免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用又は原動機付自転車用のものとする。ただし、原付免許保有者には、原動機付自転車用の運転シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができるものとする。

5 考査の実施

(1) 実施要領

考査は、講習内容の修得状況及び講習効果を確認するため、講習全般の内容から、正誤式問題40問を出題し、筆記方式により20分で解答させる方法で行わせるものとし、考査が終了したときは、考査実施結果報告書(別記様式第4号)により速

やかに免許センター長を通じ公安委員会に報告するものとする。

なお、考査の成績が50パーセント以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、別に定めるところに従い処分期間の短縮を行うものとする。ただし、 考査の成績が50パーセント未満の者から再考査の申出があった場合は、講習を終了 した日の翌日以降の日を指定して再考査を受けさせるものとする。

(2) 改善効果評価上の留意点

改善効果の評価に加味する受講態度の判断に当たっては、次のような具体的行為 又は態度が認められ、講習実施中に当該本人に対して当該事実について指摘したよ うな場合には、不良と判断すること。

- ア 他の受講者に迷惑となる行為
- イ 故意に講習の進行を妨げる行為
- ウ 極端に受講意欲が乏しいと認められる行為

6 講習指導案

講習は、別表3「停止処分者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」のその1「四輪運転者用」及びその2「二輪運転者用」に準拠し、秋田県の交通実態に即して重点を選定するなど実質的効果の上がるような内容の講習指導案を作成して行うものとする。

7 受講者の確認

講習の実施に際しては、受講者本人であること及び受講資格を確実に確認すること。

8 講習水準の維持

免許センター長は、十分な講習水準が維持され、かつ、講習が適正に行われるよう 受託者の指導に当たるものとする。

第4 その他

1 講習効果の測定

免許センター長は、講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、 交通事故の発生状況を追跡調査し、資料化とその活用に努めるものとする。

2 事故防止

免許センター長は、講習中の各種事故防止に万全を期するため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車による指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させるものとする。

また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるよう、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

さらに、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するものとする。

	年 月 日
秋田県	公安委員会 殿
	講 習 受 託 機 関 名代表者名
	講習指導員選任届
担当講習種別	□ 停止処分者及び違反者講習 □ 停止処分者講習 □ 違反者講習
本籍	
住所	
氏 名	年 月 日 生(歳)
資格要件	
運転免許種別 取得年月日	
健康状態	
備考	

										年		月		日
秋	田県	公 安	委	員	会	殿				習 受 表者名	託	機	関	名
			講	習旨	指	導	員	解	任	届				
住	所													
氏	名								年	月	日	生	(歳)
解任生	手月 日				年		月		目					
理	曲													
備	考													

運転技能診断票

所属	基		氏名		歳		年	月	日実施
	年	月	日生	年	月	日	免許取得		
	進時及び D直後の印象								
注意の仕方		中途当	半端、 遅れ	ウ、 片寄り、1、 見落とし、、 やや甘い					
運転操作	ブレーキ・・・・ アクセル・・・・ クラッチ・・・・	遅れ、 むら、 足のt	急、 ⁸ 急、 ⁸ せ、 急、	られ、 遅れ、 やや急、 不要、 やや急、 エンジ 早切り、 不見 操作を急ぐ、	予告制動 ジンブレー ³ 要	助、 F			評価値
走行特徴	停 信 標識・標示・・・ 交 誘 薬 差 判 数 差 判 数 き 、 等 、 ・ 等 、 ・ 等 、 ・ 等 、 ・ 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う	早位無無右中車寄り	出すぎ、 ス 軽視、 心、 軽視 可り、 バ 可りオー、 レ を を は で に り に に り に り に り に り に り に り に り に り	れ、 忘れ せず、 遅すぎ、 下完全み発進 見込み ず が が が が が が が が が が が が が が が が が が	下停止 つく、 追い 走行位置、 変更、 すね 排除	い越 j	し、 他車妨 通行区分	害	
性格的特徴・運転態度	攻撃性・・・自己分級質・・・・気が経りが神かず指でがおでで <tr< td=""><td>排か調緊お転ぼを換ん</td><td colspan="6">た急ぎ、 せっかち、 あせる、 軽率 非他、 拒否、 無視、 わがまま いっこうをつける、 あえて無理をする 関子っぽい、 気分に左右される、 すぐ興奮する 落張しすぎ、 遅い、 集中できず、 気づかい おどおどする、 なんとなく弱気 伝換わるい、 無我夢中、 反応にぶり、 もたつく まんやり、 勘違い に飛、 ぶつぶついう、 はな唄まじり、 状況を全く考慮しない</td><td>評価値</td></tr<>	排か調緊お転ぼを換ん	た急ぎ、 せっかち、 あせる、 軽率 非他、 拒否、 無視、 わがまま いっこうをつける、 あえて無理をする 関子っぽい、 気分に左右される、 すぐ興奮する 落張しすぎ、 遅い、 集中できず、 気づかい おどおどする、 なんとなく弱気 伝換わるい、 無我夢中、 反応にぶり、 もたつく まんやり、 勘違い に飛、 ぶつぶついう、 はな唄まじり、 状況を全く考慮しない						評価値
켰	き行中の印象								

【 開始 】 時 分:【 終了 】 時 分:【 走行キロ 】 ~

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事 免許取得後 ()回 過去2年以内()回 故 (かすり傷程度の事故も)	内容:	
違 免許取得後 ()回 反 過去2年以内()回	内容: 内容:	
いつもは(あるいは以前は)、 どんなことに気を配って運転し ていますか		
最近、自分の運転が変わったと 思いますか。 それはどうしてでしょうか		
ハッとした回数 (そのときの状況は)	(2) 思わず操作	ただけ () 作の変更を指示した () 助ブレーキの方に動いた ()
診断者がハッとしたとき、 被診断者が それをどのうように感じたか。	(3) やや危険/	も思わなかった (2) なんとなく、危険を覚えた こ思った (4) ハッとした こ足をやるか、ハンドルで回避しようとした
アドバイスされた内容について どのように感じたか	(2) そう言われ(3) 部分的に、(4) まったく、	付いていなかった 【具体的に】 れれば、そのように思う そのとおりだと思った そのとおりだと思った てはまらないと思った
自分にどのような運転時のクセ があると思っていたでしょう		
それが運転時に、 危険として あらわれないように、 どの程度の努力をしていたか	(2) ときどき、 (3) いつもと	等しようなどとは思わなかった 思い出すたびに改善を試みていた はいえないが、大体において改善に努めていた うと思いながら運転することが多かったといえる)

年 月 日

秋田県公安委員会殿

講習受託機関名代表者名

考 査 実 施 結 果 報 告 書

考査実施年月日	年 月 日
実 施 場 所	運転免許センター
講習種別	短期中期長期
対 象 者 数	A

考 査 結 果

<u> </u>	/15						_
区分	成	績 区	分	人	員	率	備考
短	優	(85%以	(上)			%	
	良	(70%以	(上)			%	
	可	(50%以	(上)			%	
期		計				%	
中	優	(85%以	(上)			%	
	良	(70%以	(上)			%	
	可	(50%以	(上)			%	
期		計				%	
長	優	(85%以	(上)			%	
	良	(70%以	(上)			%	
	可	(50%以	(上)			%	
期		計	·			%	

別表 1 四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等		道路形状	診 断 の 着 眼 点
コース	1	外周、外回り	速度の加減速の状況
(長期講習) 所要時間	2	外周、内回り	交差道路への対応
40分程度		h = 1 . h o =	ン 10 x と x 2 x 2 x 4 x + = 田 本社
走行距離 おおむね4~5km	3	クランクS字	ハンドルさばき、減速調整
	4	見通しの悪い交差点	飛び出しに対する警戒状況
(中期講習)		直進、右折、左折	
所要時間			
30分程度			
走行距離			
おおむね3km			
(k= ++n = ++ 73 /			
(短期講習)			
所要時間			
10分程度			
走行距離			
おおむね1km			

(注)

- 1 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間(1人当たり10分程度)を除いたものである。

なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

別表2

二輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所等		道路形状	診断の着眼点
コース(長期講習)	1	慣熟走行	正しい運転姿勢、基本走行
・所要時間 40分程度	2	目標制動	ブレーキ操作と制動距離
・おおむね1~4を 含むこと。	3	コーナリング	カーブでの進路保持と速度調整
	4	スラローム	ハンドル操作と速度調整
(中期講習)			
• 所要時間			
30分程度			
・おおむね1~4を			
含むこと。			
(短期講習)			
• 所要時間			
10分程度			
・1~4から2課題			
程度			

(注)

- 1 所要時間等は、受講者1人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間(1人当たり10分程度)を除いたものである。

なお、所要時間は、指導の時間を含むものとする。

ての1 四輛連転石)	T			時		間
講習科目	講習細目	講習方法	留 意 事 項	短期	中期	長期
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説 明 受講者の心得の説明			30分 30分	60分	60分 60分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材 等	○ 秋田県の実情に応じて交通障害(事故、渋滞、 公害、生活環境の侵害)の発生状況等を重点的に 説明し、その関連において交通規制の概要を説明 する。			
2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因分析(2) 重大事故の実例(3) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実			
3 運転者の社会的 立場	(1) 運転免許の意義(2) 運転者の責任		例で示す。 ○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び 交通道徳の向上を図る。 ○ 中・長期では、次の事項について詳しく触れ、			
	ア 運転者の社会的責任 イ 交通事故(違反) を起こした運転者の 責任		運転者の社会的な立場を理解させる。運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等			
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考 え方		では、交通数刊例、点数制度の任組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。 ○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。			
	(2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。○ 当該都道府県における交通事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為			
5 安全運転の基礎 知識	(2) 防衛運転		5~7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に 認識させる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講	90分	150分	150分
	(3) 人間の感覚と判断能 カ ア 視覚の特性 イ 過労等の影響		習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	20分	30分	30分
6 道路交通法令の 知識及び安全運転 の方法	ア 座席ベルトの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更 (3) 歩行者の保護 (4) 自転車に乗る人の		 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 			
	保護 (5) 車間距離 (6) 追越し (7) 交差点の進行 (8) 駐車と停車 (9) 危険な場所などで の通行					
	ア 夜間、トンネル イ カーブ ウ 悪天候等 (10) 高速道路の通行 ア 高速走行の危険性 イ 高速道路への出入					
	り ウ 高速走行の方法 (11) 二輪車に対する注 意 ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12)事故と故障時の措置		○ 四輪車対二輪車の事故の具体的事例を用いて、 四輪車の側で注意すべき事項を理解させる。			
7 事故事例研究に 基づく安全運転の		発表(適宜、ディス カッション方式をと	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身		60分	120分

方法		る。)	に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分	120分
8 講習対象者別に 必要な安全運転の 知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自 覚 (1) AUDITと飲酒・ 運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に 及ぼす影響 (3) アルコールの影響と 運転 (速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ	講義 教本、視聴覚教材 等	 ○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。 	90分	120分	120分
9 運転適性につい ての診断と指導①	(4) 速度とハンドル (1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の 使用による診断と指導	個別的指導 教本、運転適性検 查器材、視聴覚教材 等	 ○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。 中・長期では、全員について実施し、個人別に 	180分 160分	120分 120分	120分 120分
10 運転適性についての診断と指導②	(1) 実車による診断と指導(2) 運転シミュレーター 操作による診断と指導	実技 教本、自動車、運 転シミュレーター、 視聴覚教材等	細部にわたって指導する。 ○ 実習に当たっては、シートベルトを必ず着用させるほか、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やその他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性を影し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。中・長期では、全員について実施し、個人別に細部にわたって指導する。		120分 120分	150分 150分
11 面接指導		個別的指導(適宜、 ディスカッション方 式をとる。)	無面にわたって相等する。 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結果とを照合して、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。	30分 30分	60分	90分 90分
	考查		○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式 問題40間で実施し、終了後に正解を説明する。	30分 30分 360分	30分 30分 600分	30分 30分 720分
講	習 時 間 合	fT		360分	600分	720分

講習科目	講習細目	講習方法	留 意 事 項	短期	中期	間 長期
	開講講師の自己紹介受講者の点呼講習概要及び日程の説明			30分	60分	60%
1 道路交通の現状	受講者の心得の説明 (1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材 等	○ 秋田県の実情に応じて交通障害(事故、騒音、 暴走行為、生活環境の侵害)の発生状況等を重点 的に説明し、その関連において交通規制の概要を 説明する。			
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態(2) 二輪車事故の特徴(3) 重大事故の実例		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。			
3 運転者の社会的 立場	(4) 交通事故の惨状(1) 運転免許の意義(2) 運転者の社会的責任		○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道徳の向上を図る。	-		
- *** 4 安全運転の心構	(3) 交通事故 (違反) を 起こした運転者の責任		○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する 社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投 書意見等を活用して理解させる。○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任			
	(1) 安全運転の基本的考		について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正	_		
4 女至連転の心情 え	え方 (2) 安全運転の実践		しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的 事例を用いて説明する。			
	(3) 事故防止のポイント		○ 当該都道府県における二輪車事故の典型的(多発)パターンの中から、その原因となった危険行為5~7種を抽出し、事故防止のポイントを十分に認識させる。			
5 安全運転の基礎 知識	(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの 着用		○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。○ DVD等の視聴覚教材を活用する。	90分 20分	150分	15
	(4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能 カ		○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。			
6 道路交通法令の 知識及び安全運転 の方法	 (1) 日常点検要領 (2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジションイ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 		 □ 二輪車事故の特徴との関連で特に防衛運転に徹する必要を強調する。 □ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 □ DVD等の視聴覚教材を活用する。 □ 日常点検要領については、日常点検の必要性と点検項目、点検要領等を説明して体得させる。 			
	(5) 追越し (6) 交差点通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた 運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止					
7 事故事例研究に 基づく安全運転の 方法	(XV) SKELTTONIA	発表 (適宜、ディス カッション方式をと る。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。		60分	12
8 講習対象者別に 必要な安全運転の 知識	(飲酒学級の場合) 飲酒運転の危険性の自 覚 (1) AUDITと飲酒・ 運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に 及ぼす影響 (3) アルコールの影響と 運転	講義 教本、視聴覚教材 等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の 目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させる とともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運 転の疑似体験や、飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を 理解させる。	90分	120分	12
	(速度学級の場合) 速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚		○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。			

(4) 速度とハンドル 9 運転適性につい (1) 筆記による診断と指 個別的指導				
	O TEARTURE LARGE GREEN GREEN			
	算 ○ 所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に □ 180分 120 運転適性検 ■ 基づいて安全運転の心構えを指導する。 □ 180分 120	分 120分		
(2) 運転適性検査器材の 査器材、				
使用による診断と指導 等	て安全運転の心構えを指導する。			
	○ 短期では、事故に結び付きやすい違反行為をし			
	た者及び筆記による検査の結果により必要と認め る者について実施する。			
	○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に			
	細部にわたって指導する。			
10 運転適性につい (1) 実車による診断と指 実技	○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着			
	動二輪車、 用させるほか、手袋、プロテクタ、衣服、履物等 120			
ア 日常点検 原動機付き イ 乗車姿勢 転シミュレ		分 150分		
イ 乗車姿勢 転シミュレ ウ 基本走行 視聴覚教材				
(ア)発進要領	#等を診断し、その結果に基づく指導を行う。			
(イ) 低速走行及び通				
常走行	○ 時速30キロメートル程度で走行させ、正しい基			
(ウ) 停止要領 エ 応用走行	本走行を習得させる。 ○ 診断するに当たって、個々の受講者の体格、体			
(ア)制動訓練	力、運転技能、運転経験等からみて本人に適した			
(イ) コーナーリング	車種の選び方についても指導する。			
訓練				
(ウ) スラローム走行				
等の訓練				
(2) 運転シミュレーター 操作による診断と指導				
	○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故やそ (************************************			
	の他危険場面等について擬似体験させ、運転の危 険性を診断し、その結果に基づく指導を行う。			
				
	た者及び実車による指導の結果により必要と認め			
	る者について実施する。			
	○ 中・長期では、全員について実施し、個人別に (magna la la magna			
11 面接指導 個別的指導	細部にわたって指導する。 算(適宜、 ○ 本人の違反経歴に運転適性検査と実車指導の結			
11		90%		
式をとる。		 _		
	受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に			
	資するための指導を行う。			
	○ その他の受講者については、グループ討議等の 本法で先令運転音響の真視を図る			
考查	方法で安全運転意識の高揚を図る。 ○ 学級別に講習効果を測定するのに適した正誤式			
	問題40間で実施し、終了後に正解を説明する。 30分 30	分 30分		
	30分 30分			
講習時間合計				

備考 1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、 内の数字は、飲酒学級や速度学級など特別学級を設けた場合における講習時間を示す。 2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。 3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。